

指定短期入所生活介護事業所「あくなみ苑ショートステイ」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が運営する指定短期入所生活介護事業所「あくなみ苑ショートステイ」(以下「事業所」という。)は、要介護状態等にある高齢者に対し、短期入所生活介護を提供することにより、その介護を受ける者(以下「利用者」という。)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持を図るとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あくなみ苑ショートステイ
- (2) 所在地 奈良県生駒郡安堵町岡崎33番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(特別養護老人ホームあくなみ苑施設長の兼務とする)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医 師 1名(特別養護老人ホームあくなみ苑嘱託医の兼務とする)
利用者の健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上(特別養護老人ホームあくなみ苑生活相談員と兼務)
利用申込みの調整並びに利用者の介護計画の作成と管理。家族との連絡調整。
- (4) 看護職員及び介護職員 利用者に対し3:1以上の員数(特別養護老人ホームあくなみ苑と兼務)を配置する。
看護職員は、利用者の心身の状況を把握し、短期入所生活介護が適切に提供されるよう介護職員とともに、利用者及び家族に対し必要な助言、援助を行う。
また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連携調整を行う。
介護職員は、短期入所生活介護計画に基づき介護サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員 1名(兼務とする。)
- (6) 管理栄養士 1名(兼務とする)
- (7) その他の職員 実情に応じて必要人数を配置する。(兼務とする)

(利用定員)

第5条 定員は20名とする。但し、特別養護老人ホームあくなみ苑の空床を利用して短期入所生活介護を実施する場合は、その合算の数とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年とする。
- (2) 営業時間 原則として午前9時から午後5時までを利用送迎受入の時間とする。
ただし、利用者の事情に応じて臨機に対応することがある。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように介護を提供するように努める。また、利用者が相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される場合には、短期入所生活介護計画を作成し、計画に基づいて介護を提供する。

提供する介護には、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により提供する次のサービスが含まれている。

- (1) 介護（入浴、排泄、摂食の援助並びに介護を含む日常生活上の必要な世話）
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) レクリエーション活動を含む生活支援並びにその他の相談・援助

2 短期入所生活介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う事とする。また、短期入所生活介護計画を作成する場合には、利用者又はその家族に対し、計画の内容を説明する。

3 サービスを提供するに当たって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合にはこの計画に沿って短期入所生活介護を提供する。また、利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合には、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。

4 指定短期入所生活介護を提供した際には、このことに関して定められた必要な記録を記載する。

(利用料その他の費用)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じるものとする。なお厚生労働大臣が定める基準の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 法定代理受領とならない短期入所生活介護を提供した場合は、厚生労働大臣の

定める基準を勘案した額をあらかじめ徴収し、保険給付が行われた後、精算する。

- 3 利用者の求めにより、介護保険給付に該当しない短期入所生活介護を提供した場合は、提供に要した費用を徴収する。ただし、介護保険給付があった場合に比して不合理な額とならないものとする。
- 4 送迎に要する費用。ただし、厚生労働大臣が別に定める場合を除く。
距離に応じて定める額 1 km 40円
- 5 食費 1445円/1日（朝食195円 昼食625円 夕食625円）
4段階の方は1500円/1日（朝食300円 昼食600円 夕食600円）
- 6 滞在費
従来型個室 1、231円 多床室 915円
- 7 理美容代その他短期入所生活介護を提供するに当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- 8 利用の当日になって自己の都合により利用を中止した場合は、食費と滞在費相当分をキャンセル料として徴収する。
- 9 前各項の費用の負担に関しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を求める。
- 10 指定短期入所生活介護（法定代理受領である場合を除く）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、平群町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町、三郷町の区域とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

（緊急時等における対応方法）

第10条 現に短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師や協力医療機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、その家族に連絡し並びに管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施し、非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定する。

- 2 前号計画に基づき、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び定期的避難訓練を実施する。

（虐待防止に向けた体制等）

第12条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会（特別養護老人ホームと一体で行なう）を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 指定短期入所生活介護の提供を受けようとする利用者は、あらかじめ被保険者証等を提示し、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間の確認を受けなければならない。

被保険者証の提示がない場合、あるいは提示を拒否した場合には、介護保険給付として取り扱わないことがある。

- 2 被保険者証にサービスの提供に関して留意すべき事項等の記載がある場合は、その趣旨及び内容に沿ってサービスを提供する。
- 3 被保険者証にサービスの種類に関する指定があるにもかかわらず、サービスの提供を求められた場合は、介護保険給付以外のサービスとして取り扱う。この場合利用者はサービスの提供に要する費用の全額を負担しなければならない。
- 4 適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡し、又は適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介する等の措置を講ずる。
- 5 虚偽の申請による利用の申し込み又は、他の者に感染する恐れのある疾患を有し通常の方法においては予防することが困難であると認められる場合、若しくは重篤な疾患を感染させる恐れがあると認められる場合、その他正当な理由を有する場合には、サービスの提供を拒否することができる。
- 6 利用者及びその家族は、サービスの利用に際し、あらかじめ心身の状況等短期入所生活介護を利用するに当たって自ら必要な情報を提供しなければならない。
- 7 利用者及びその家族は、サービスの利用に関する指示に従い、要介護状態等の悪化を予防し若しくは病状等の増悪を防ぐように努めなければならない。
- 8 利用者又はその家族の故意又は過失により、施設設備その他の設備、器具、用

品に破損又は損害が生じた場合、その費用の弁償を求めることがある。

(市町村への通知)

第14条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたとみとめられるとき。

(2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他運営についての留意事項)

第15条 利用者、市町村、その他関係機関から正当な理由に基づき、証明書、領収書、その他必要な文書の発行を求められたときは、求めに応じて必要な文書等を発行する。

第16条 職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

2 職員は、職員でなくなった後においても前項の規定を守らなければならない。

第17条 職員は、利用者から利用料その他定めのある場合を除き、金品を受け取ってはならない。

第18条 提供した介護等のサービスについて利用者から苦情等を受けた場合、職員は速やかにその内容等を管理者に報告しなければならない。管理者は実情を把握することに努めるとともに迅速かつ適切にその対応策を講じる。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関から利用者の苦情に関し、照会、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合にはこれに従って改善を行う。

2 他のサービスの利用に関し苦情等を受けた場合、関係する居宅介護支援事業者に事情を報告する等、利用者が適切なサービスを受けられるように援助する。

第19条 短期入所生活介護に従事する職員等の資質の向上のために、随時研修の機会を設けサービスの質の向上を目指す。

第20条 指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、これらの記録はサービス提供の完結の日から5年間保存する。

第21条 就業規則、給与規程、その他の服務に関する規程は社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規程を適用する。

第22条 この規程に定めのない事項については、法律、政省令による他、必要に応じて法人において協議の上定めるものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和1年10月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年8月1日から改正施行する。